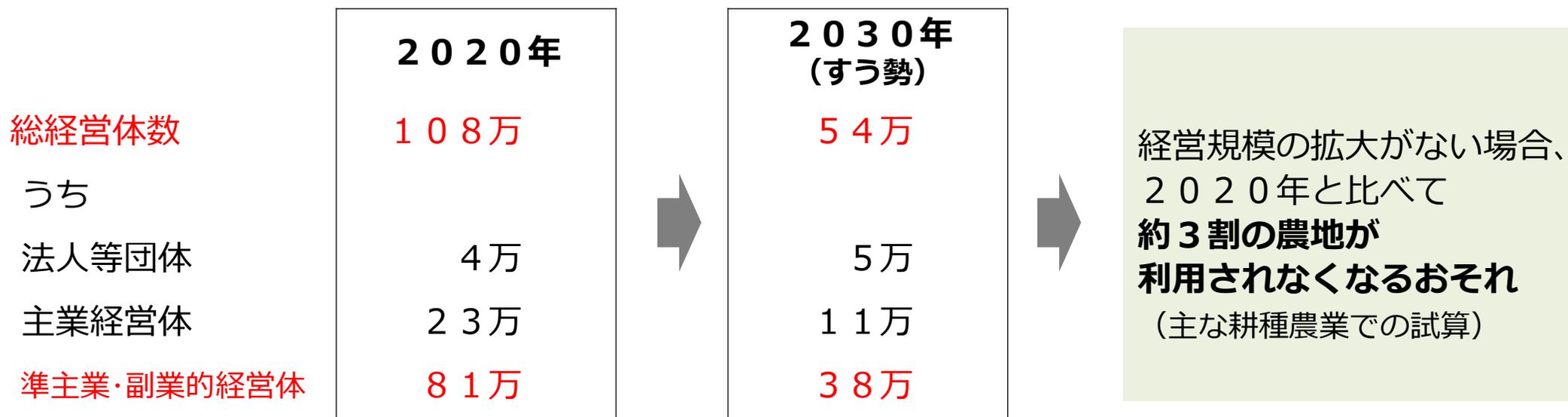


地域計画の策定と他地域等からの 農業参入の推進に向けて

令和7年8月
農林水産省経営局

我が国の農業者数の見通し（2030年のすう勢）

- すう勢ベースでは、農業経営体は**全体として大きく減少**し、**2020年：108万 → 2030年：54万経営体**に半減する見込み。
- 経営体の種別では、**準主業＋副業 > 主業（個人）**の順に減少。法人等団体は増加。



（参考）経営体数の見通しの推計方法

法人等団体経営体

農林業センサス2005年～2020年値の増加率により推計

主業経営体、準主業・副業的経営体

主業経営体の近年の減少率（2021年～2023年で年率▲7.4%）や基幹的農業従事者の動態などを踏まえ推計

主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
 準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
 副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

- 農業者が急速に減少する中で

「地域農業を維持する人の確保」が最大の課題

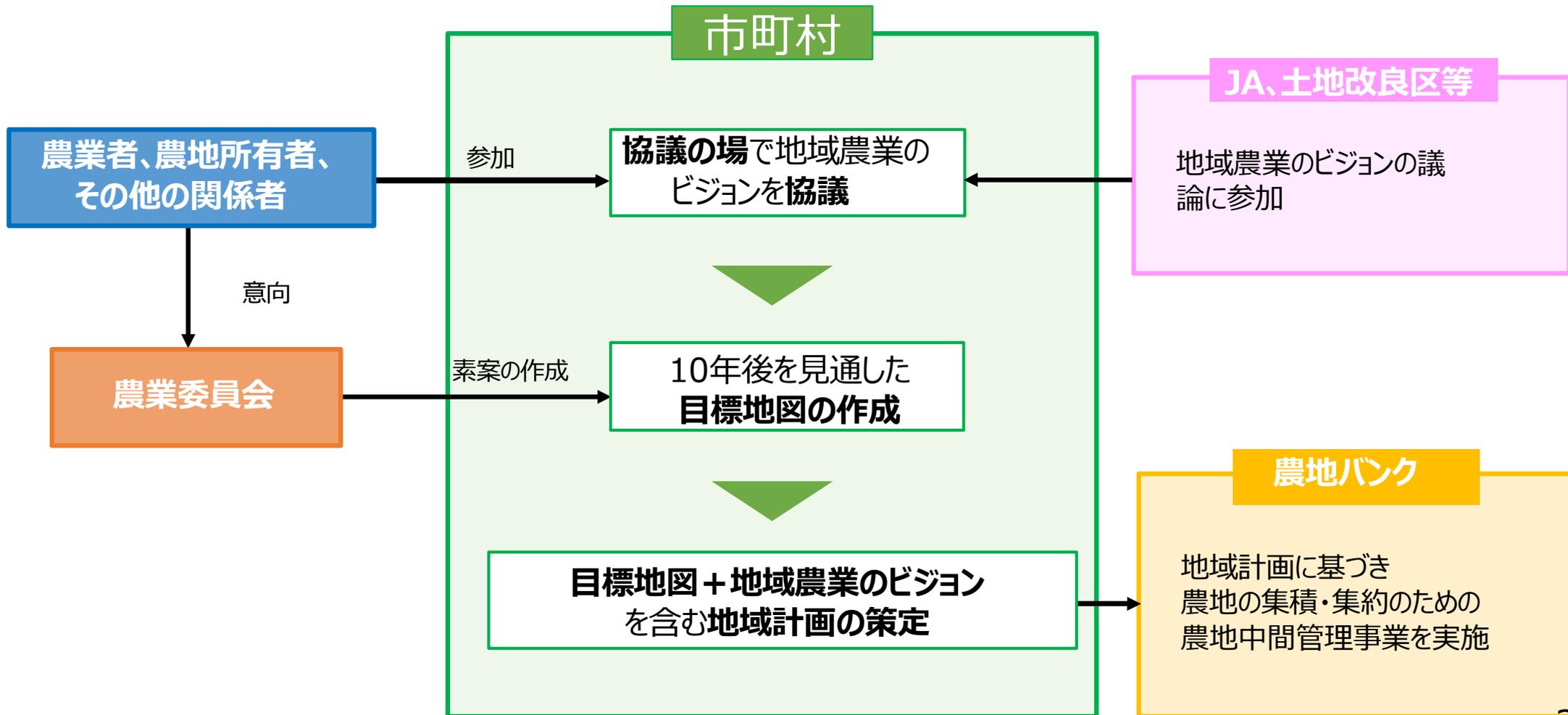


- こうした課題の解決に向けて、
 - ① 既存経営体の**規模拡大・他地域への参入**
 - ② **新規就農**
 - ③ **新規参入（企業）**
- 今後の地域農業の設計図である**地域計画**に基づき、農地の集約化と併せてこれらの取組を**一体的に推進**

地域計画の概要

- 令和5年の改正農業経営基盤強化促進法により、市町村は、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による話し合いを踏まえ、**本年3月末までに地域計画を策定**。
- **地域計画の目的**は、地域の農業の将来ビジョンを明確化するとともに、農業者の減少下における**10年後の農地利用の明確化（目標地図）**を通じた①**将来にわたる適正な農地利用の確保**、②**農地の集約化の推進による生産性向上**。

○ 地域計画策定の流れ



地域計画の策定状況（令和7年3月末時点） - 全国ベース -

- 令和7年3月末時点の地域計画の策定数（速報値）は、全国**1,613市町村**、**18,633地区**。
- ①**地域計画区域内の農用地等の面積**は**424万ha**。うち、②**農業振興地域の農用地区域の農地面積**は**380万ha**、③**目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積**は**284万ha**。
- ④**将来の受け手が位置付けられていない農地**（④=①-③）は、計画区域内の農用地等面積（424万ha）の**約3割**となっており、特に**中国・四国地方**や**関東地方**で割合が多くなっている。

項目	令和7年3月末 (速報値※1)
策定市町村数	1,613市町村
策定された地域計画数 (策定予定数(概数) : 2.0万地区)	18,633地区
地域計画区域内の農用地等面積※2	①424万ha
うち 農業振興地域の農用地区域の農地面積	②380万ha
うち 目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積	③284万ha

○ 将来の受け手が位置付けられていない農地の面積

地域ブロック	将来の受け手が位置付けられていない農地の面積（計画区域内の農用地等面積に占める比率）
北海道	16万ha(13.2%)
東北	30万ha(35.3%)
関東	34万ha(49.4%)
北陸	7万ha(23.0%)
東海	6万ha(41.8%)
近畿	6万ha(38.8%)
中国・四国	22万ha(60.1%)
九州・沖縄	18万ha(35.6%)
合計	④139万ha(32.8%)

※1 速報値であるため、今後数値の修正が生じる場合がある。

※2 農用地等面積には、畜舎・共同利用施設などの農業用施設面積が含まれる。

地域計画の策定により見えてきた課題

- 地域計画の策定により、①受け手が位置付けられていない農地は分散していることが多い、②農地の区画が小さい・使い勝手が悪い、③地域内に受け手がいないといった地域の農地利用の現状や課題が指摘されている。
- こうした現状・課題に対し、地域計画を軸に、農地の集積・集約化・基盤整備・外部からの参入を一体的に進めていくことが必要。

1. 農地の集積・集約化

現状

- ✓ 受け手が位置付けられていない農地は分散していることが多い

課題

- 受け手がいる農地の集約化とあわせ、受け手が位置付けられていない農地の集約化も必要

2. 基盤整備

- ✓ 受け手が位置付けられていない農地は区画が小さい
- ✓ 用排水改良されていない、道が狭いため使い勝手が悪い

- 農地の集約化とあわせ、担い手に利用される農地にするためには、基盤整備が必要

3. 外部からの参入

- ✓ 地域内に農地の受け手がいない

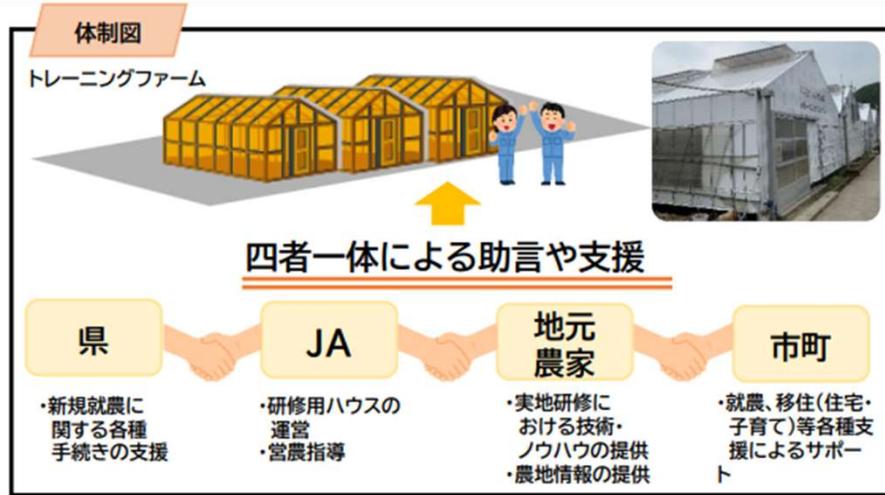
- 基盤整備を行うためにも、将来の利用見込みが必要

- 農地を引き受けるには、機械・施設導入への投資が必要

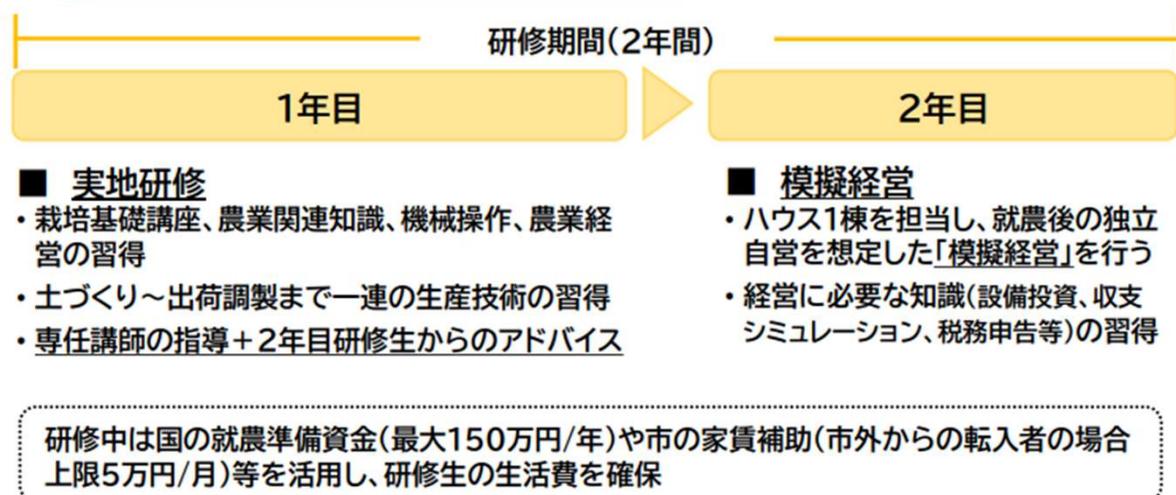
外部からの参入①（新規就農の事例（佐賀県））

- 佐賀県では、地域農業の担い手が減少していることから、**県・JA・地元農家・市町が四者一体で新規就農支援を行う体制を構築し、平成29年度からトレーニングファームによる研修を実施。**
- きゅうり栽培を行う「JAさがみどり地区（武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町・江北町・太良町）」では、**専任講師による指導に加え、研修生自らが計画を立て、模擬経営を行うことで実践的なスキルを習得。**さらに、環境制御装置などの**スマート農業技術の習得も可能。**
- その結果、みどり地区ではこれまで20名が新規就農し、**修了生が県内トップクラスの収量を達成**するなど産地の担い手確保・規模拡大に成功。

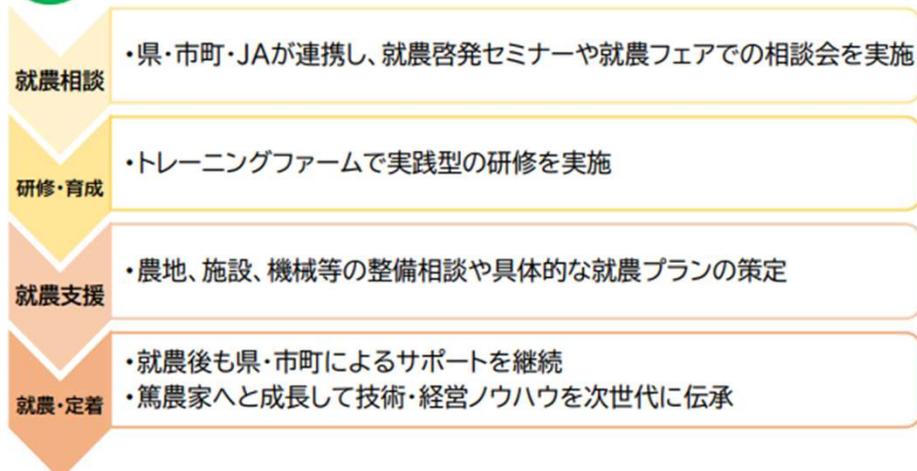
みどり地区トレーニングファーム(きゅうり)



2 トレーニングファームでの研修



1 新規就農支援システム



3 成果・実績

- ・1～5期生 **20名が独立就農(定着率100%)**
- ・研修時から環境制御装置の指導を受け、スマート農業技術を習得
- ・部会内収量上位10名に修了生5名がランクインするなど修了生の活躍により産地の規模拡大に成功

研修生の声

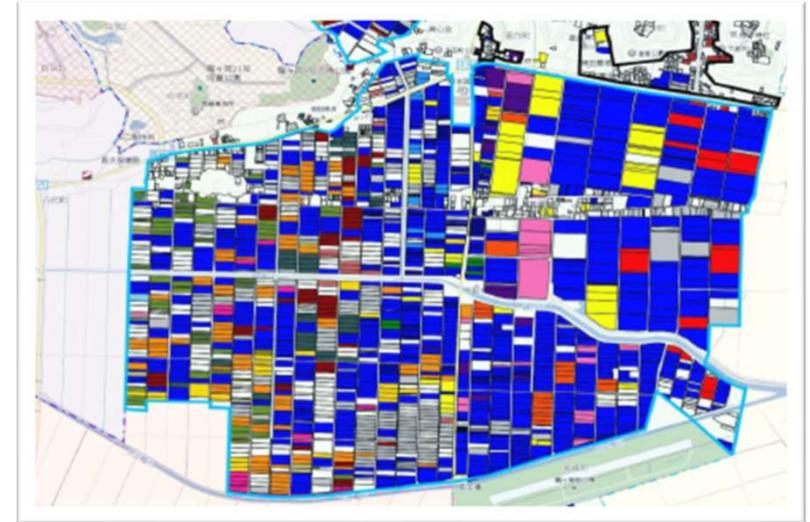
- ・2年目から経営を行うという明確な目標があるので、モチベーションを高く保てる。
- ・2年目の模擬経営で後輩に教えることが将来の従業員指導の練習になって良い。
- ・先輩たちの実績があるので、研修受講を決断しやすい。



外部からの参入②（他集落・他市町村に拡大した農業法人の事例）

1 有限会社Y（コメ） / 農地所有適格法人【茨城県】

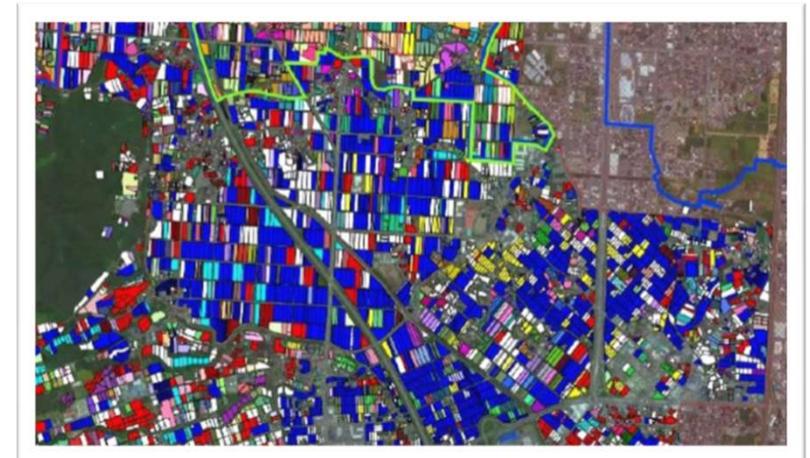
- 規模拡大に伴い、**隣の市までほ場を拡大**。平成8年に法人化し、約180haで水稻栽培を行う。
- 農地の集積・集約化のほか、スマート農業技術の導入により**コスト削減を推進**。
また、品種や栽培方法を組み合わせることで、作期をずらし、**1台のコンバインですべての収穫を行う手法を展開**。



同一市内の他集落にも拡大

2 農事組合法人T（コメ・果樹等） / 農地所有適格法人【岩手県】

- 農家の減少に伴い、旧村単位で設立し、**複数集落での生産体制を構築**。平成19年にT営農組合として設立し、平成25年に大字単位で集落組織を再編した上で、法人化（1集落平均は農家戸数64戸・水田面積82ha）。
- M市T地域を対象とした**加入組合員農家戸数926戸・経営面積908ha（令和6年度）**で、広域の集落営農組織として、農産物の生産・販売や6次産業化、農地の管理・利用集積などを実施。



同一市内の他集落、他町にも拡大

外部からの参入③（県外に拡大した農業法人の事例）

1 株式会社N（果樹ほか） / リース法人【青森県、静岡県、群馬県など】

- 青森県でのリンゴ生産に始まり、静岡県、群馬県等で多品目の生産を展開。平成28年に設立し、リンゴをはじめとして生産から販売まで一気通貫で行う体制を構築。
- 収穫量を増やす栽培方法や海外の最新農業機器の導入と共に、大規模な園地の運営により、**生産効率の向上を実現**。



2 株式会社S（トマト、レタスほか） / 農地所有適格法人【山梨県、岩手県など】

- 山梨県で露地野菜の生産を開始し、岩手県、兵庫県等にも進出し、施設野菜を生産。
- 平成16年に設立し、露地野菜0.5haからはじめ、平成25年には山梨県で総合商社と共同出資した法人による太陽光植物工場でのトマト栽培を開始し、現在は、**全国13か所（施設）まで拡大**。
2021年には静岡県で施設園芸の技術を生かして、リーフレタスの栽培を開始。



外部からの参入④（異業種の企業の事例）

- 異業種の企業が、農業と関わる目的や方法は様々あるが、①安定調達を図るための関係構築、②協業を進めるための出資関係の構築、③自ら農業参入することが主な取組内容となっている。

企業による農業との関わり方

農業との関わり方ごとの取組事例

<関係性>

浅い

◆市場や卸売業者などを通じた食品の原材料の調達

◆加工食品の原材料の供給元と需要先として、「安定生産」と「安定調達」を図るための関係構築

◆生産技術への助言、出荷の簡素化への協力等、本業から農業への「関与」の促進

◆農業と本業との協業を進めるための「出資関係」の構築

◆効率的な流通の実現や外食における自主的な産地表示の促進、有機農産物の活用による付加価値向上等、食品流通や外食を含む幅広い連携の取組

◆異業種の企業による農業への参入

深い

KR（株）【食品加工】

- ・生産者は、食品加工業者との契約栽培により安定した販売先を獲得。食品加工業者は安全安心な原材料を安定調達。
- ・食品加工業者は産地に向けて、栽培技術や新品種の開発や、契約主産地に担当者を配置し、生育状況を確認。

（株）KM【そば生産】

- ・設備投資や運転資金確保等のために、食品企業2社（農産物出荷先）から出資を受け、財務基盤強化及び契約栽培のより安定的な経営を実現。

KM（株）【食品加工】

- ・持続可能なお米の調達等を目的に、地元農家との共同出資により、合同会社N（農業法人）を設立。
- ・初年度となる2025年は、約28haでの米の栽培を計画し、今後、米の消費量拡大にも取り組む。

（株）M【外食】

- ・生鮮野菜の安定調達のため、全国の契約産地と連携を強化。
- ・農地所有適格法人Mを地域の生産者と共同で設立運営。

(参考 1) 担い手への農地の集積・集約化

農地の集積・集約の取組の加速化のうち
農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和7年度予算額 4,276(4,613)百万円】
 (令和6年度補正予算額 8,000百万円)

<対策のポイント>

地域計画の策定により、地域の農地利用の将来像の実現に向けた取組が加速する機を捉え、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借及び農作業受委託を進めることで、**農地バンクを活用した農地の集約化の取組**を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業 4,276 (4,013) 百万円

農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員等による事業推進に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う遊休農地の解消の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する**利子助成**を行います。

2. 機構集積協力金交付緊急対策事業 【令和6年度補正予算】8,000百万円

地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む。）の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、**協力金を交付**します。

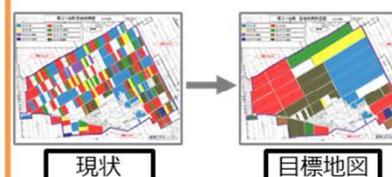
<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

地域計画に基づく農地の集積・集約化



- ・市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を地域計画として明確化
- ・農地バンクの農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こし等を実施
- ・農地バンクが、地域計画の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、地域計画に位置付けられた者に農地の集約化等を実施

<中間保有の強化>

- 農地バンク等が地域計画において受け手が位置付けられていない遊休農地を解消し、担い手等に転貸する取組を支援
- 農地バンクが新規就農者向けに農地を積極的に活用する取組を支援



<農地集積・集約化の加速>

- 地域計画に基づき、
 - ① 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援【2.8万円～3.4万円/10a】（地域集積協力金）
 - ② 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援【1.0万円～3.0万円/10a】（集約化奨励金）
 ※ 受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円～1.5万円/10a

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課 (03-3591-1389)

(参考2) 農地の大区画化などの基盤整備

農地耕作条件改善事業

【令和7年度予算概算決定額 19,843 (19,843) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

- 1. 農地集積促進**
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
- 2. 高収益作物転換**
高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。
- 3. スマート農業導入**
スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。
- 4. 病害虫対策**
農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。
- 5. 水田貯留機能向上**
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。
- 6. 土地利用調整**
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入促進費の活用が可能）

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

(参考3) 外部からの参入

- 平成26年度から農業への参入を希望する企業に対して、
 - ① 全国の企業を誘致したい都道府県、農地中間管理機構（農地バンク）とのマッチングや相談対応
 - ② 先進的な事例等の発表を実施。
- 令和7年度については、東京・大阪の2会場での開催に加え、オンラインセミナーを開催予定。

○ 農業参入フェアの概要

セミナーコーナー

以下について、講演方式による情報提供

- 農業参入をテーマとした農業専門家による基調講演
- 農業参入した企業の事例講演
- 参入希望者のニーズに合わせた農地転貸の窓口「農地中間管理機構」の使い方

etc・・・

説明・相談コーナー

個別ブースにおいて、事業者と各都道府県、機構とのマッチングのほか、人材確保、資金、政策等についての相談に個別に対応

○ これまでの実績

年度	参加者(会場数) (出展者等を除く)	令和元年度	815人(2会場)
平成26年度	391人(4会場)	※ 2年度	218人(2会場)
27年度	596人(4会場)	3年度	447人(3会場)
28年度	499人(4会場)	4年度	529人(3会場)
29年度	806人(3会場)	5年度	514人(2会場)
30年度	618人(2会場)	6年度	515人(2会場)

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、参加人数を制限。



法人が農業に参入する場合の要件

- 農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様
- 農地の所有は、農地所有適格法人の要件を満たせば可能（農地所有適格法人は農地を借りることも可能）
- 貸借であれば、全国どこでも可能

基本的な要件 （個人と共通）

1. 農地のすべてを効率的に利用
機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること
2. 周辺の農地利用に支障がない
水利調整に参加しない、有機農業の取組が行われている地域で化学的に合成された肥料及び農薬を使用するなどの行為をしないこと

※ 個人の場合は、上記1・2に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要

農地を
所有したい

農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1. 法人形態 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
2. 事業内容 主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）
[売上高の過半]
3. 議決権 農業関係者が株主総会における総議決権の過半を占めること
（会社法第108条第1項第8号の種類株式を発行している場合は、当該株式の種類株主総会においても、農業関係者が総議決権の過半を占めること）
4. 役員
 - ・ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること
 - ・ 役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること

農地所有適格法人は農地を借りることも可能

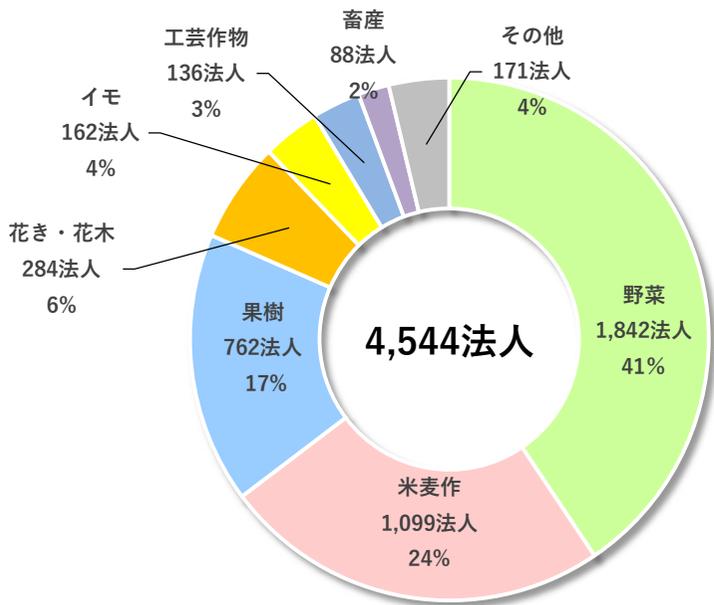
一般法人（貸借であれば、全国どこでも可能）

貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

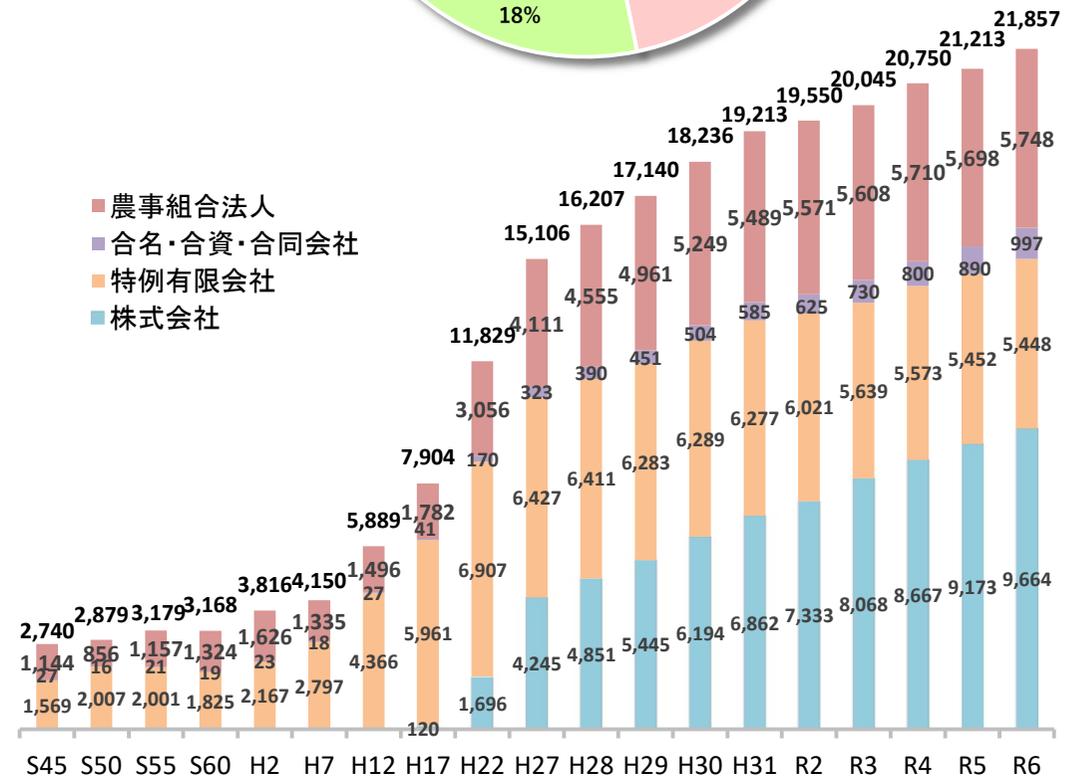
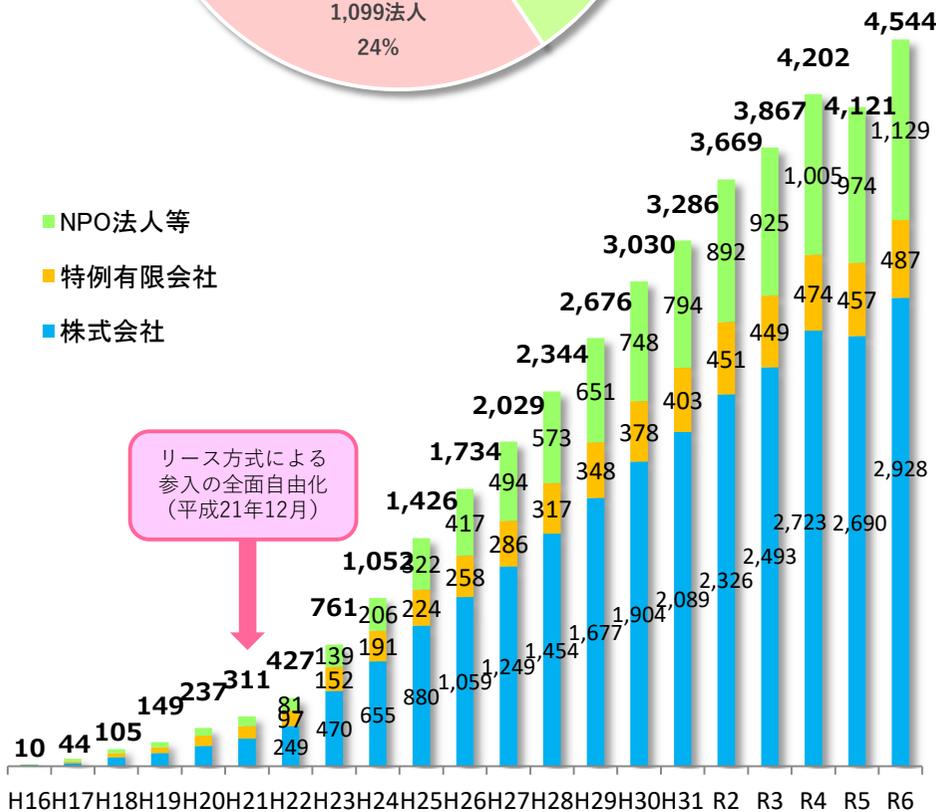
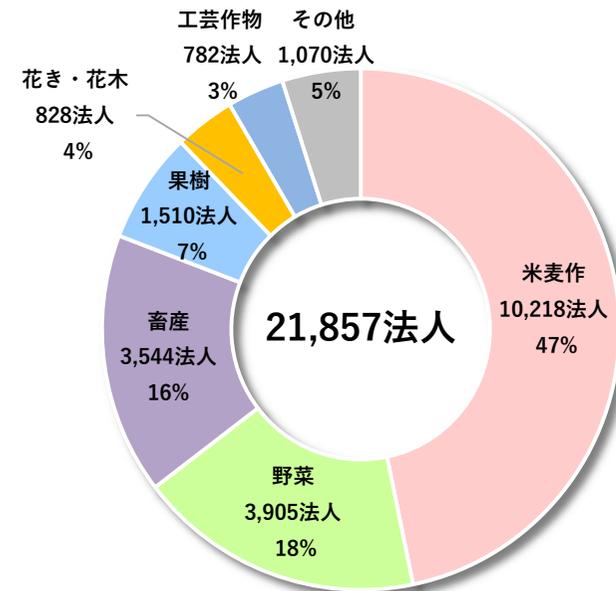
1. 貸借契約に**解除条件**が付されていること
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
2. 地域における適切な**役割分担**のもとに農業を行うこと
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
3. 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上**農業**に常時従事すること
農業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

リース法人及び農地所有適格法人の農業参入の動向

一般法人（リース方式）数の推移

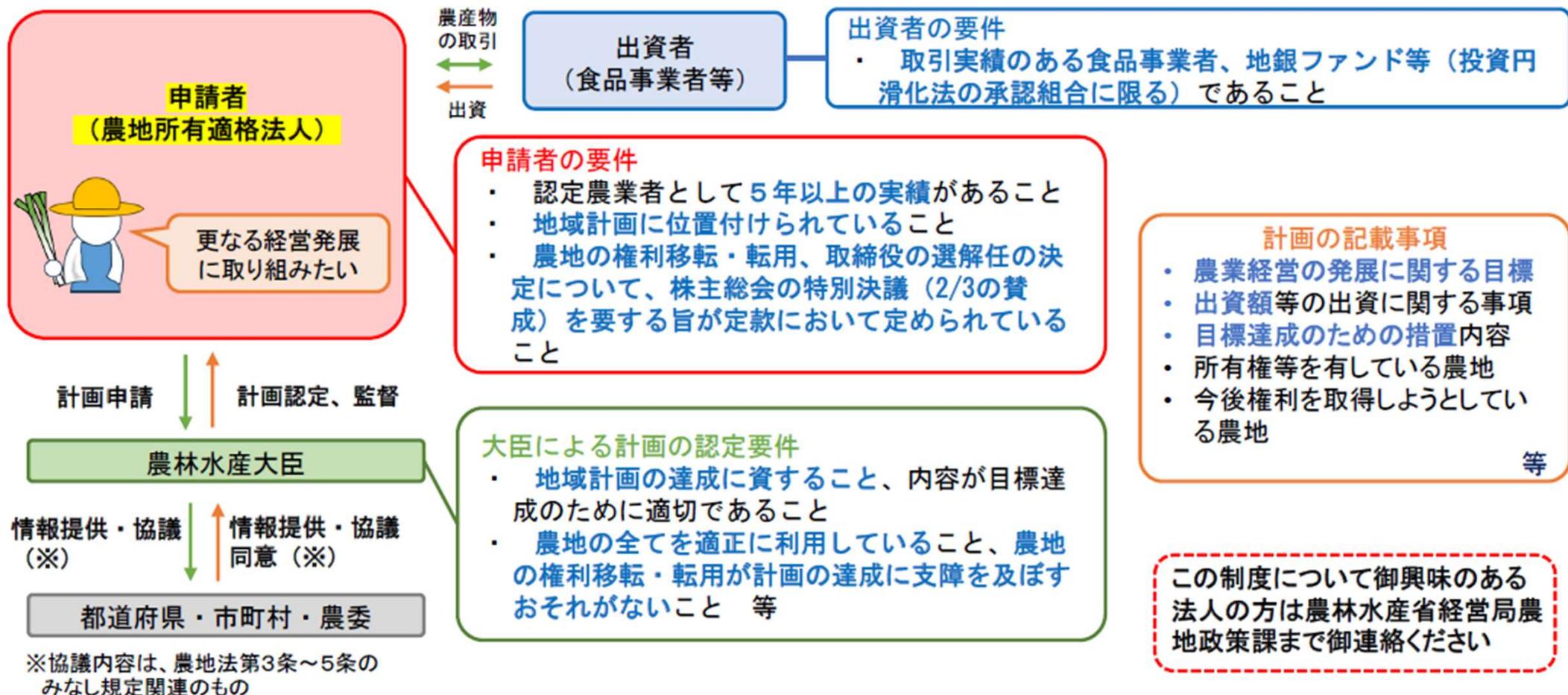


農地所有適格法人数の推移



農業経営発展計画制度について

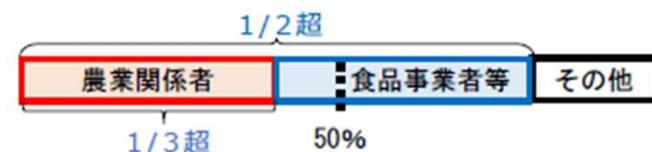
○ 農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を措置。



特例の内容

計画について大臣の認定を受けた場合には、農地所有適格法人について、

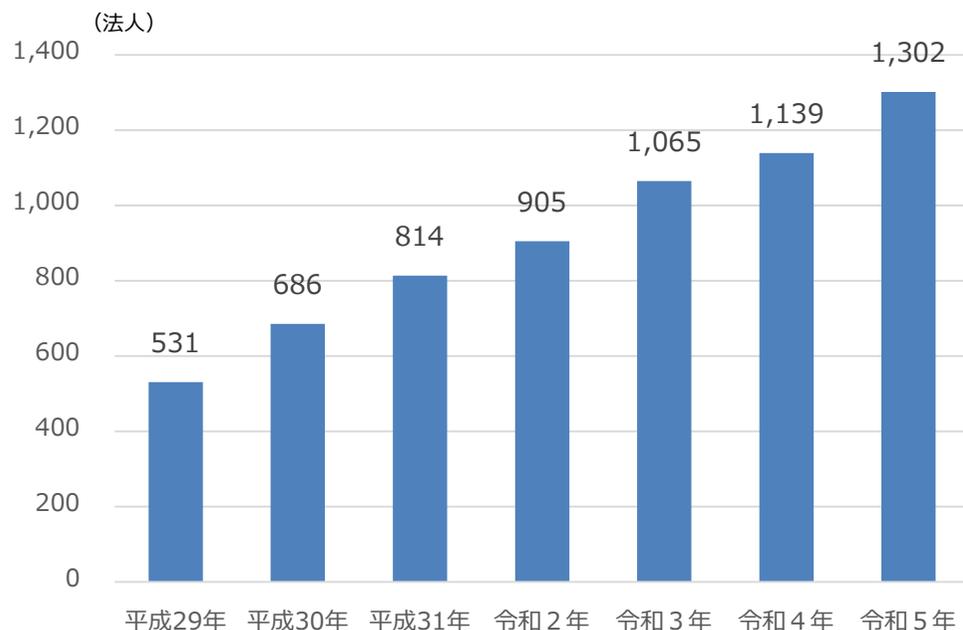
- ① 農業関係者が1/3超の議決権を有していること、かつ、
- ② 農業関係者+食品事業者等が1/2超の議決権を有していること を要件とする。



(参考) 他産業からの出資を受けている農地所有適格法人の状況

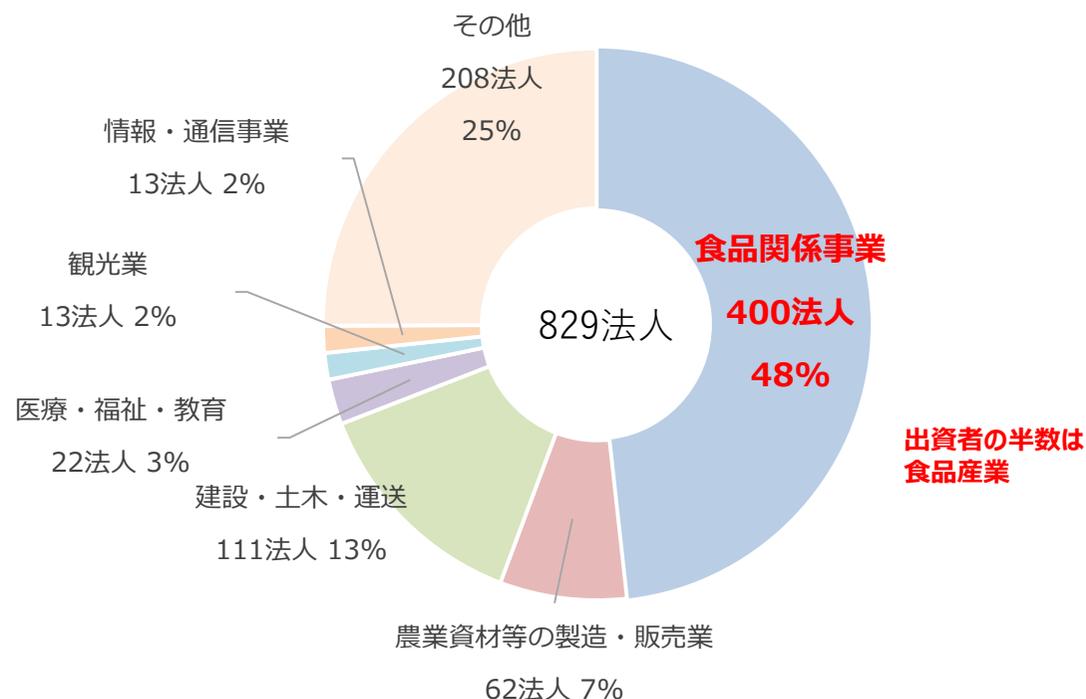
- 他産業の出資を受ける農地所有適格法人は年々増加し、令和5年に1,302法人となっており、その出資者の半数は、食品関係事業者。
- 農業経営体の急速な減少が見込まれる中、我が国農業の持続的な発展のためには、企業の農業参入や農業法人との資本提携を推進していくことが重要。このことは生産者と民間企業の直接取引を増加させ、流通の透明化にも寄与。

○ 農業関係者※以外の者から出資を受けている農地所有適格法人の推移



※農業関係者：法人の農業の常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等

○ 農地所有適格法人に出資している法人の業種（令和5年）



資料：農林水産省調べ